

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00042 沿革 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>令和5年5月8日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">前払輸入保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00042 沿革 (略)</p>	
<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p>第7条 被保険者は、約款第31条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第3 - 1による前払輸入保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写し及び<u>保険の目的の譲渡を行うときは譲受人により作成された贈賄防止に係る誓約及び申告書</u>を添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(保険の目的等の譲渡に係る承認申請)</p> <p>第7条 被保険者は、約款第31条の規定に基づき保険の目的又は保険金請求権の譲渡について日本貿易保険の承認を得ようとする場合は、譲渡前に別紙様式第3 - 1による前払輸入保険保険目的等譲渡承認申請書にその事実を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。</p> <p>2 (略)</p>	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、令和5年7月1日から実施する。</u></p>		